

石綿除去作業等自主点検表

NO	確認項目	指導内容	関係法令
01 <input type="checkbox"/>	安全衛生管理体制 緊急時の連絡体制	<input type="checkbox"/> 発注者、元請、下請を明示した安全衛生管理体制表及び緊急時の連絡体制表を作業所に掲示し、周知すること。	
02 <input type="checkbox"/>	掲 示	<input type="checkbox"/> 石綿等の使用の有無に関する 調査を終了した年月日、調査方法及び結果の概要 を掲示し、周知すること。 <input type="checkbox"/> 現場周辺住民に対する「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を掲示し、周知すること。 <input type="checkbox"/> 石綿等の取り扱い作業場である旨、石綿等の人体に及ぼす作用及び取扱い上の注意事項等を掲示し、周知すること。	第3条 第34条
03 <input type="checkbox"/>	表 示	<input type="checkbox"/> 石綿等を取り扱う作業場内の関係者以外の立ち入り、喫煙及び飲食を禁止し、その旨を表示すること。	第15条 第33条
04 <input type="checkbox"/>	石綿作業主任者の選任及び職務	<input type="checkbox"/> 石綿等除去業者から石綿作業主任者を選任 し、氏名及び職務を掲示すること。 <input type="checkbox"/> 石綿作業主任者は労働者の指揮、負圧除じん装置及び保護具の管理などの職務を行うこと。	第19条 第20条
05 <input type="checkbox"/>	セキュリティーゾーン	<input type="checkbox"/> セキュリティーゾーン（更衣室、洗身室、前室）を設けること。なお、 出入口部はジッパー式が望ましい。	第6条
06 <input type="checkbox"/>	作業所内養生	<input type="checkbox"/> プラスチックシート養生（床=厚さ0.15mm以上2重、壁=厚さ0.08mm以上、壁部30cm以上折返し、継目30cm以上重ねる）、継目はテープで確実に固定すること。	第6条
07 <input type="checkbox"/>	負圧除じん装置の設置及び管理	<input type="checkbox"/> 換気量計算に基づき、必要換気量以上の能力がある負圧除じん装置を設置し、かつ、排気ダクトを屋外に出すこと。また、 排気口からの漏れを点検 すること。 <input type="checkbox"/> 作業場内を 負圧に保つよう 管理すること。（スモークテスターの使用による管理など） <input type="checkbox"/> HEPAフィルター等の交換基準（時間等）を定め、定期的に交換し、管理すること。	第6条 第6条
08 <input type="checkbox"/>	保護具等の使用及び管理	<input type="checkbox"/> 吹き付けられた石綿等の除去作業においては、 電動ファン付き呼吸用保護具（漏れ率0.1%以下、フィルタの粒子捕集効率99.97%以上のもの）又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器等 を使用すること。 <input type="checkbox"/> 上記以外の作業においては、上記同様の保護具又はフィルターの粒子捕集効率が99.9%以上の全面又は半面の呼吸用保護具の使用が望ましいこと。 <input type="checkbox"/> 保護衣、靴カバー、保護めがね、保護手袋等を着用して作業すること。 <input type="checkbox"/> 保護衣等の廃棄を確実にすること。	第14条 第14条
09 <input type="checkbox"/>	石綿粉じんの飛散抑制	<input type="checkbox"/> 石綿粉じん飛散抑制剤（湿潤剤）を使用し、飛散を抑制すること。	第13条
10 <input type="checkbox"/>	足場等の設置	<input type="checkbox"/> 作業用の足場等を設置すること。また、作業床からの墜落防止対策を確実にすること。	安衛則第518条 安衛則第519条
11 <input type="checkbox"/>	清掃設備等の備付け	<input type="checkbox"/> 真空掃除機（HEPAフィルター付）、ほうき、ちりとりなどの掃除設備等を備付けること。	第30条
12 <input type="checkbox"/>	隔離措置の解除	<input type="checkbox"/> 隔離された作業所内の石綿等の粉じんを処理し、吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等の除去した部分を 湿潤化（薬液等による処理） してから隔離を解除すること。	第6条
13 <input type="checkbox"/>	安全衛生教育	<input type="checkbox"/> 石綿等の除去作業等に従事する者に対して、法令に基づく「石綿等に関する特別教育」を実施すること。	第27条
14 <input type="checkbox"/>	健康診断	<input type="checkbox"/> 石綿健康診断を、雇い入れ時、当該業務への配置替えの際及び6ヶ月以内ごとに1回、定期に行うこと。 <input type="checkbox"/> じん肺健康診断を3年以内ごとに1回（所見者は1年以内ごとに1回）行うこと。	第40条 じん肺法第8条
15 <input type="checkbox"/>	石綿廃棄物の処理	<input type="checkbox"/> 石綿廃棄物の処理を特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者に委託し、確実に処理すること。	
16 <input type="checkbox"/>	石綿粉じん濃度の測定	<input type="checkbox"/> 関係法令に基づき、作業前、作業中、作業後に環境測定を行うこと。特に セキュリティーゾーンの入口と負圧除じん装置のダクトの排出口での測定 に留意すること。	第6条
17 <input type="checkbox"/>	休憩室	<input type="checkbox"/> 石綿等の取り扱いを行う作業場以外に休憩室を設けること。	第28条